

○特定財産承継遺言（相続させる遺言）による承継

特定財産承継遺言（相続させる遺言）とはどのような承継方法ですか。また承継手続は、誰が、どのように行うのでしょうか。注意点も含めて教えてください。

チェックポイント

- 1 特定財産承継遺言（相続させる遺言）とは遺産分割方法の指定であり、特段の事情がない限り、被相続人の死亡時に直ちに当該遺産は相続により相続人に承継される承継方法である
- 2 特定財産承継遺言（相続させる遺言）により相続した場合、受益相続人は、法定相続分を超える部分については、対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない
- 3 受益相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、原則として代襲者には相続されず、特定財産承継遺言（相続させる遺言）は効力を生じない
- 4 特定財産承継遺言（相続させる遺言）があったときは、遺言執行者は、原則として当該相続人が対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる

解説

1 特定財産承継遺言（相続させる遺言）の意義・法的性質

特定の遺産を特定の相続人に相続させる内容の遺言を特定財産承継遺言（相続させる遺言）（民1014②）といいます。遺言作成実務上、多くの場面でこの相続させる遺言が用いられています。記載例は後掲の「書式」のとおりです。

三三 相続させる遺言は、遺言者の意思によって特定の者に特定の財産を遺言の効力発生とともに承継させるという点においては、特定財産の遺贈と類似しているといえます

が、その法的性質は異なります。特定財産承継遺言（相続させる遺言）の法的性質は、原則として遺産分割方法の指定（民908）であり、「相続させる」遺言があった場合には、特段の事情がない限り、何らの行為（遺産分割等）を要せずして、被相続人の死亡時に直ちに当該遺産は相続により相続人に承継されると解されています（最判平3・4・19判時1384・24）。なお、特定財産承継遺言（相続させる遺言）による承継対象者は、当然、相続人に限られますので、仮に相続人でない者に「相続させる」との遺言がなされた場合には、上記判例を踏まえると、遺贈の効力が生じると考えられます。

また、特定財産承継遺言（相続させる遺言）は、「遺言者の有する一切の財産」を特定の相続人に承継させるという内容にすることも可能です（ただし、この場合には、遺留分侵害の問題が生じる可能性が高いことに留意する必要があります。遺留分制度については、「本章 第1 ○遺留分の計算方法」を参照してください）。

書式 ○特定財産承継遺言（相続させる遺言）の遺言公正証書

2 特定財産承継遺言（相続させる遺言）と対抗要件

特定財産承継遺言（相続させる遺言）により遺産を相続した場合、相続人は、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができません（民899の2①）。

平成30年法律72号改正前の民法下においては、判例上、相続させる遺言により遺産を相続した相続人は、対抗要件なくしてその権利を第三者に対抗することができるとしており（最判平14・6・10判時1791・59）、これに対して、遺贈の場合は、法定相続分を超える部分については対抗要件を備える必要があるとされていました（最判昭39・3・6判時369・20）。

しかし、相続法改正（平成30年法律72号による改正）により従来の判例・取扱いが変更され、特定財産承継遺言（相続させる遺言）の場合も、法定相続分を超える部分については、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないとされました（民899の2①）。これは令和元年7月1日以降に開始した相続による権利の承継に適用されます（民平30法72改正附則2）。

したがって、令和2年7月1日以降に開始した相続において、特定財産承継遺言（相続させる遺言）によって遺産の相続がなされた場合には、受益相続人又は遺言執行者としては、相続開始後速やかに、取得した遺産の種類に応じて、その取得した権利の全体について対抗要件を具備する必要があります。

對抗要件を具備するための手続としては、例えば、相続させる遺言の対象となる遺産が不動産の場合は、登記を具備する必要があります(民177)。なお、相続させる遺言による相続がなされた場合、受益相続人は当該不動産の登記手続を単独で申請することができます(不登63②。遺言執行者がいる場合については、下記4を参照してください)。また、動産の場合は原則として当該動産の引渡しを受ける必要があります(民178)。例外的に、登記・登録制度が設けられている動産(例えば、自動車(道路運送車両法5、自動車抵当法5))がありますので、留意が必要です。そして、債権の場合は原則として、確定日付のある証書による通知又は承諾を得る必要があります(民467)。

3 相続開始前の受益相続人の死亡

遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じないと定められています(民994①)。他方、特定財産承継遺言(相続させる遺言)については、当該遺言により特定の遺産を相続するとされた者が遺言者の死亡以前に死亡した場合にどのような取扱いがなされるか、民法上、明文の規定はありません。

この点について、判例は、相続させる遺言により遺産を相続するものとされていた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、①当該「相続させる」遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、②遺言書作成当時の事情及び③遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、当該遺言は効力を生じないと判示しています(最判平23・2・22判時2108・52)。したがって、このような場合(特に、遺言書上、代襲相続人に相続させる意思が明確に表示されていない場合)には、当該相続させる遺言の効力が認められるかどうかにつき、慎重に検討する必要があります。

4 特定財産承継遺言(相続させる遺言)と遺言執行

1 遺言執行者の権限

相続法改正(平成30年法律72号による改正)により、特定財産承継遺言(相続させる遺言)がなされた場合の遺言執行者の権限が明文化されました。

まず、特定財産承継遺言がなされた場合、遺言執行者は、被相続人が遺言で別段の意思を表示していない限り、当該共同相続人が對抗要件を備えるために必要な行為を
二
三
五
することができるとされました(民1014②④)。なお、上記2のとおり、相続法改正(平

成30年法律72号による改正)により、特定財産承継遺言がなされた場合も、法定相続分を超える部分については、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないとされました(民899の2①)。そのため、遺言執行者としては、遺言の内容を実現すべく、相続開始後速やかに、受益相続人に対して当該遺産の対抗要件を備えさせるよう手続を進める必要がありますので留意が必要です。

また、対象の財産が預貯金債権である場合には、対抗要件を具備する行為のほか、被相続人が遺言で別段の意思を表示していない限り、当該預貯金の払戻請求及び当該預貯金に係る契約の解約の申入れをすることができることとされました(ただし、解約の申入れは、特定財産承継遺言の目的がその預貯金債権の全部である場合に限られます(民1014③④))。「本編 第2章 第3 ○遺言執行者の権限と義務」参照)。遺言執行者による預貯金の払戻請求及び解約申入れについては、従前から銀行実務においては認められていましたが、この改正により遺言執行者の権限として明確化されました。

なお、これら遺言執行者の権限に関する規定(民1014②~④)は、令和元年7月1日以降にされた特定財産承継遺言に係る遺言執行者による執行についてのみ適用されます(民平30法72改正附則8②)。

2 特定財産承継遺言がなされた場合の不動産登記手続

このように相続法改正(平成30年法律72号による改正)により、特定の不動産を対象とする特定財産承継遺言(相続させる遺言)がなされた場合に、遺言執行者が当該不動産の対抗要件を備えるために必要な行為をすることができることが明文化されました(民1014②)。

これにより、令和元年7月1日以降にされた不動産を目的とする特定財産承継遺言の執行において、遺言執行者は、被相続人が遺言で別段の意思表示をしたときを除き、単独で、相続人の法定代理人として、相続による権利の移転の登記申請をすることができることとなりました。なお、遺言執行者がいるかどうかにかかわらず、受益相続人が単独で相続による権利移転の登記を申請することができることは従前と同様です(不登63②)。

なお、特定財産承継遺言(相続させる遺言)の遺言執行者が、特定財産である不動産にされた所有権移転登記の抹消登記手続や真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をすることができるかについては、「本章 第2 ○相続財産に対する侵害行為への対応」も併せて参照してください。

参考事例

- 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情のない限り、当該遺産を当該相続人に単独で相続させるよう、遺産分割の方法を指定したものと解すべきであり、また、相続させる遺言があった場合には、当該遺言において相続による承継を当該相続人の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるとされた事例（最判平3・4・19判時1384・24）
- 相続させる遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはないとされた事例（最判平23・2・22判時2108・52）

書 式

○特定財産承継遺言（相続させる遺言）の遺言公正証書

遺 言 公 正 証 書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の嘱託により、令和〇年〇月〇日、証人〇〇〇〇及び〇〇〇〇の立会いの下に、遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の不動産を、遺言者の長男〇〇〇〇（昭和〇年〇月〇月生）に相続させる。

記

<不動産の表示（略）>

第2条 遺言者は、遺言者の有する次の預貯金を、遺言者の次男〇〇〇〇（昭和〇年〇月〇月生）に相続させる。

- (1) 金融機関 ゆうちょ銀行
記号番号 〇〇〇〇
貯金種類 通常貯金
名義人 〇〇〇〇
- (2) 金融機関 〇〇銀行（〇〇支店）
口座番号 〇〇〇〇
預金種類 普通預金
名義人 〇〇〇〇

（以下略）

【ケース】遺言執行者の訴訟の当事者適格

遺言執行者はどのような場合に訴訟の原告、被告になる（当事者適格を有する）のでしょうか。

解 説

① 遺言執行者が遺言執行を遂行するためにすべき訴訟

遺言執行者が遺言執行を遂行するためにすべき訴訟については、遺言執行者に原告適格が認められます。特定財産承継遺言（相続させる旨の遺言）がされた場合も同様です（民1014①）。

例えば、遺贈の目的である不動産について、相続人又は第三者の無効な登記がある場合には、遺言執行者は、相続人又は第三者に対して、無効な登記の抹消登記手続請求訴訟を提起することができます（最判昭51・7・19判時839・69参照。なお、特定財産承継遺言（相続させる旨の遺言）について最判平11・12・16判時1702・61参照）。

また、遺産の目的である不動産について、相続人又は第三者が権原なく占有している場合には、遺言執行者は、相続人又は第三者に対して、明渡請求訴訟を提起することができます（東京地判昭51・5・28判時841・60）。

② 受遺者が遺言執行者に対して遺言執行を求める訴訟

受遺者が遺言執行者に対して遺言執行を求める訴訟については、遺言執行者に被告適格が認められます。

例えば、受遺者が遺贈の目的である不動産につき所有権移転登記手続を求める場合、被告適格を有する者は遺言執行者に限られ、相続人はその適格を有しません（最判昭43・5・31判時521・49）。

また、特定財産承継遺言（いわゆる「相続させる遺言」）がなされた場合、遺言執行者は対抗要件を備えるために必要な行為をすることができますので（民1014②）、受益相続人が対抗要件具備行為をするよう求める訴訟について、遺言執行者に被告適格が認められます。

なお、遺言に別段の定めがある場合を除き、遺言執行者は、受益相続人に対して特定財産承継遺言の目的である財産を引き渡す権利及び義務を有しませんので、受益相続人による引渡請求訴訟については、遺言執行者に被告適格は認められません（最判平10・2・27判時1635・60参照）。

③ 遺言無効確認請求訴訟

遺言を無効とする相続人の主張が認められれば、遺言は執行すべき内容を有しないこととなる場合であっても、かかる相続人の主張が排斥されれば、遺言執行者は遺言のとおり執行することとなり、遺言執行者に対し遺言無効の確認を求める利益がありますので、相続人は遺言執行者を被告として遺言無効確認訴訟を提起することができます（最判昭31・9・18判タ65・78参照）。

また、遺言執行者は、遺言無効確認の訴えについて原告適格を有します（大決昭2・9・17民集6・501、大阪控判大6・5・24新聞1285・23）。

④ 遺留分侵害額請求訴訟

遺留分権利者には、遺留分侵害額請求権という遺留分侵害額に相当する金銭の支払を受遺者又は受贈者に対して請求する権利が認められています（民1046）、遺留分権利者の権利行使は遺言執行者の任務と抵触しませんので、遺留分侵害額請求訴訟について、遺言執行者に被告適格は認められないと考えられます（法制審議会民法（相続関係）部会資料9・19頁）。

なお、平成30年法律72号改正前の民法下の遺留分減殺請求権は物権的請求権であり、包括遺贈が未履行の場合には、受遺者ではなく、遺言執行者を相手に減殺請求することもできるとの裁判例がありました（大判昭13・2・26民集17・275）、平成30年法律72号改正後の民法における遺留分侵害額請求権は上記のとおりこれとは別に解されますので注意が必要です。

詳細は「本編 第1章 第1 ○遺留分の権利行使の方法」を参照してください。

⑤ 遺言執行者がその権限に基づきした行為の排除を求める訴訟

遺言執行者がその権限に基づきした行為の排除を求める訴訟については、当該事項に関する遺言執行者の任務は終了しているため被告適格は認められないと考えられます。

例えば、遺言の執行として遺贈による所有権移転登記がされているときに相続人がかかる登記の抹消登記手続を求める場合、一旦遺言の執行として受遺者宛に登記が經由された後は、かかる登記についての権利義務は1人受遺者に帰属し、遺言執行者がかかる登記について権利義務を有すると解することはできませんので、遺言執行者に被告適格は認められません（最判昭51・7・19判時839・69参照）。